



鳥取県公報

令和5年3月24日（金）
号外第28号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（9）（給与課）・・・・・・・・・・ 2
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（10）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（11）（〃）・・・・・・・・・・ 6
	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（12）（〃）・・・・・・・・ 10
	職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（13）（〃）・・・・・・・・ 12
	特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則（14）（〃）・・・・・・・・ 13
	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（15）（〃）・・・・・・・・ 15
	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する 規則（16）（〃）・・ 20
	単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（17）（〃）・・・・・・・・ 21
	管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（18）（〃）・・・・ 23
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則（19）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第9号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給単位期間)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第10条の2第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間（給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）を定めることができる。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の6第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第10条の2第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間（給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）を定めることができる。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第10号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給月額) 第3条 略</p> <p><u>(給与条例附則第9項の適用を受ける職員の支給月額)</u></p> <p><u>第3条の2 給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条中「管理職手当月額欄に定める額」とあるのは、「管理職手当月額欄に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</u></p>	<p>(支給月額) 第3条 略</p>

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額			
			特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員	
			定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	定年前再任用 短時間勤務職員	定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	定年前再任用 短時間勤務職員
行政職給料表	9級	1種	130,300円	91,200円	114,700円	80,300円
		8級	1種	116,700円	81,700円	103,400円
	7級	2種	94,000円	65,800円	84,600円	59,200円
		3種	88,500円	62,000円	79,700円	55,800円
		4種	70,800円	49,600円	66,500円	46,600円
	6級	3種	62,000円	43,400円	53,100円	37,200円
		4種	66,500円	46,600円	58,200円	40,700円
		5種	58,200円	40,700円	49,900円	34,900円
公安職給料表	8級	2種	49,900円	34,900円	41,600円	29,100円
		9級	2種	95,700円	67,000円	95,700円
			90,900円	63,600円	90,900円	63,600円

	7 級	3 種	72,700円	50,900円	72,700円	50,900円
		3 種	71,500円	50,100円	71,500円	50,100円
		4 種	62,600円	43,800円	62,600円	43,800円
教育職給料表 (1)	4 級	3 種	72,800円	51,000円	72,800円	51,000円
		4 種	63,700円	44,600円	63,700円	44,600円
		5 種	54,600円	38,200円	54,600円	38,200円
	3 級	3 種	70,600円	49,400円	70,600円	49,400円
		4 種	61,700円	43,200円	61,700円	43,200円
		特4種	53,800円	37,700円	53,800円	37,700円
		5 種	52,900円	37,000円	52,900円	37,000円
		6 種	52,000円	36,400円	52,000円	36,400円
	特2級	7 種	44,100円	30,900円	44,100円	30,900円
		8 種	35,200円	24,600円	35,200円	24,600円
2 級	8 種	33,700円	23,600円	33,700円	23,600円	
教育職給料表 (2)	4 級	3 種	70,100円	49,100円	70,100円	49,100円
		4 種	61,400円	43,000円	61,400円	43,000円
		5 種	52,600円	36,800円	52,600円	36,800円
	3 級	3 種	68,400円	47,900円	68,400円	47,900円
		4 種	59,900円	41,900円	59,900円	41,900円
		特4種	52,000円	36,400円	52,000円	36,400円
		5 種	51,300円	35,900円	51,300円	35,900円
		6 種	50,400円	35,300円	50,400円	35,300円
	7 種	特6種	43,300円	30,300円	43,300円	30,300円
		7 種	42,800円	30,000円	42,800円	30,000円
研究職給料表	5 級	1 種	129,300円	90,500円	113,800円	79,700円
		2 種	103,400円	72,400円	93,100円	65,200円
	4 級	2 種	89,600円	62,700円	80,600円	56,400円
		3 種	71,700円	50,200円	62,700円	43,900円
		4 種	62,700円	43,900円	53,700円	37,600円
医療職給料表 (1)	4 級	1 種	137,700円	96,400円	137,700円	96,400円
		2 種	110,100円	77,100円	110,100円	77,100円
		3 種	88,100円	61,700円	88,100円	61,700円
	3 級	2 種	102,800円	72,000円	102,800円	72,000円
		3 種	82,200円	57,500円	82,200円	57,500円
		4 種	71,900円	50,300円	71,900円	50,300円
医療職給料表 (2)	7 級	2 種	87,600円	61,300円	78,800円	55,200円
		3 種	70,100円	49,100円	66,500円	46,600円
	6 級	3 種	66,500円	46,600円	58,200円	40,700円
		4 種	58,200円	40,700円	49,900円	34,900円
医療職給料表 (3)	7 級	2 種	88,300円	61,800円	79,500円	55,700円
		3 種	70,700円	49,500円	61,800円	43,300円
	6 級	3 種	69,300円	48,500円	60,700円	42,500円
		4 種	60,700円	42,500円	52,000円	36,400円
		5 種	52,000円	36,400円	43,300円	30,300円

	5級	5種	47,400円	33,200円	39,500円	27,700円
海事職給料表	5級	4種	64,900円	45,400円	64,900円	45,400円

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
 - (1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、くらしの安心局消費生活センター、雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業振興監農業大学の職
 - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、理事監、参事監（人事委員会が承認したものを除く。）、税務専門員、主任教授及び検査専門員
 - (3) 知事の事務部局の地方機関の職
 - (4) 教育委員会事務局の本庁のうちいじめ・不登校総合対策センター及び美術館整備局美術館整備課の職
 - (5) 教育委員会事務局の本庁の職のうち参事監及び美術振興監
 - (6) 教育委員会事務局の地方機関の職
 - (7) 教育機関の職のうち教育センターの副所長及び課長、図書館の副館長、博物館の副館長及び課長、大山青年の家の所長、船上山少年自然の家の所長並びに高等学校及び特別支援学校の事務長
 - (8) 警察本部の職のうち参事監
- 2 知事の事務部局の地方機関のうち鳥取看護専門学校及び倉吉総合看護専門学校の職を占める職員に対するこの表の適用については、教育職給料表(1)の3級の3種の項中「70,600円」とあるのは「61,700円」と、「49,400円」とあるのは「43,200円」と、教育職給料表(1)の3級の4種の項中「61,700円」とあるのは「52,900円」と、「43,200円」とあるのは「37,000円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の管理職手当に関する規則第3条の規定を適用する。
- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第11号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 条例第7条の3第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修(第6条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に行われたもの</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(支給額)</p> <p>第6条 初任給調整手当の月額は、職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日又は同条に規定する職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年)を超える職員(3項職員及び学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、その超える期間(1年に満たない期間があるときは、</p>	<p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 条例第7条の3第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修(第6条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、<u>医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第6条において「実地修練」という。)</u>を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による<u>専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。</u>以下「経過期間」という。)内に行われたもの</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(支給額)</p> <p>第6条 初任給調整手当の月額は、職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、大学(<u>旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。</u>)卒業の日から採用の日又は同条に規定する職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、<u>実地修練を経た場合にあつては5年</u>)を超える職員(3項職員及び学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年</p>

その期間を1年として算定した期間)に相当する期間を同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入する。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣され、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により退職し引き続き公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人に在職する場合における当該職員に対する別表第1の適用については、当該休職の期間(条例第12条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣若しくは当該特定法人に在職した期間(同法第2条第1項又は第10条第1項の規定による取決めにより初任給調整手当に相当する金額を全額支給されることとなる場合には、当該期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第1に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 採用の日又は第4条に規定する職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある職員に対する別表第1の適用については、前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(3項職員にあっては、20年)を超える場合に限り、その超える期間に相当する期間を同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入する。

内の職員を除く。)に対する同表の適用については、その超える期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間を同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入する。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣され、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により退職し引き続き公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人に在職する場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間(条例第12条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣若しくは当該特定法人に在職した期間(同法第2条第1項又は第10条第1項の規定による取決めにより初任給調整手当に相当する金額を全額支給されることとなる場合には、当該期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 採用の日又は第4条に規定する職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある職員に対する別表の適用については、前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(3項職員にあっては、20年)を超える場合に限り、その超える期間に相当する期間を同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入する。

(条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の支給額)

第7条の2 条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第6条及び前条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。

第2条 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第6条、第6条の2、第7条関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	35,600	42,000
1年以上2年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	35,600	39,200
2年以上3年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	35,600	36,400
3年以上4年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	35,600	33,600
4年以上5年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	35,600	30,800
5年以上6年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	35,600	28,000
6年以上7年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	34,300	25,200
7年以上8年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	33,000	23,100
8年以上9年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	31,800	21,000
9年以上10年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	30,500	18,900
10年以上11年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	29,300	16,800
11年以上12年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	28,000	14,700
12年以上13年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	26,700	12,600
13年以上14年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	25,500	10,900
14年以上15年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	24,500	9,100
15年以上16年未満	290,400	258,200	216,000	175,800	129,300	23,500	7,400
16年以上17年未満	287,300	255,400	213,700	174,000	128,200	22,500	5,600
17年以上18年未満	284,200	252,600	211,400	172,200	127,100	21,600	4,200
18年以上19年未満	281,100	249,800	209,100	170,400	125,900	20,600	2,800
19年以上20年未満	278,000	247,000	206,800	168,600	124,800	19,600	1,400
20年以上21年未満	275,000	244,200	204,500	166,700	123,700	18,600	
21年以上22年未満	261,400	232,300	194,800	158,300	117,300	18,200	
22年以上23年未満	247,500	220,300	185,000	150,000	110,400	17,800	
23年以上24年未満	234,000	208,600	175,600	141,600	104,000	17,100	
24年以上25年未満	220,400	196,800	165,800	133,400	97,200	16,700	
25年以上26年未満	206,800	184,900	156,200	125,100	90,800	16,200	
26年以上27年未満	190,900	170,400	143,900	115,000	83,100	15,800	
27年以上28年未満	175,400	156,100	132,000	105,000	75,800	15,400	
28年以上29年未満	159,700	141,800	119,800	95,000	68,600	14,800	
29年以上30年未満	143,700	127,300	107,500	85,000	60,900	14,600	
30年以上31年未満	126,400	111,900	94,900	74,500	53,500	14,400	

31年以上32年未満	108,900	96,600	82,100	64,100	45,700	13,900	
32年以上33年未満	91,700	81,400	69,600	53,500	38,400	13,300	
33年以上34年未満	65,000	59,100	51,400	40,100	28,500	12,700	
34年以上35年未満	40,300	38,200	34,400	27,200	19,300	12,200	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。
- 4 条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、この表に掲げる額と同項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を初任給調整手当の月額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の99.5以上100分の170</u>以下（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の123.5以上100分の210</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の92以上100分の99.5</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の107.5以上100分の123.5</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の83.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の103.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の76</u>以下（特定幹部職員にあつては、<u>100分の94.5</u>以下）</p> <p>2 略</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 <u>条例第4条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員</u>の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の107</u>以上<u>100分の185</u>以下（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の131</u>以上<u>100分の225</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の99.5</u>以上<u>100分の107</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>以上<u>100分の131</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の91</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の111</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の82.5</u>以下（特定幹部職員にあつては、<u>100分の101.5</u>以下）</p> <p>2 略</p> <p><u>第7条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</u></p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の44.5</u>超（特</p>

<p><u>第7条の2</u> 前条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	<p><u>定幹部職員にあつては、100分の54.5超)</u> <u>(2) 勤務成績が良好な職員 100分の44.5 (特定幹部職員にあつては、100分の54.5)</u> <u>(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の42.5以下 (特定幹部職員にあつては、100分の52.5以下)</u> <u>2 前項の場合において、職員の成績率を同項第3号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>第7条の3</u> 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第13号

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第2（第15条関係）</p> <p>ア <u>定年前提任用短時間勤務職員</u>以外の職員</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 この表は、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>（給与条例第4条第11項に規定する定年前提任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の職員に適用する。</p> <p>イ <u>定年前提任用短時間勤務職員</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 この表は、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>に適用する。</p>	<p>別表第2（第15条関係）</p> <p>ア <u>再任用職員</u>以外の職員</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 この表は、<u>再任用職員</u>（給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。）以外の職員に適用する。</p> <p>イ <u>再任用職員</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 この表は、<u>再任用職員</u>に適用する。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、改正後の職員の旅費等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第2アの備考に規定する定年前提任用短時間勤務職員とみなして、新規則別表第2の規定を適用する。

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第14号

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第11条の9第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が条例の適用を受けることとなった日に準特地公署に異動したものである場合に前2条及び第9条の規定により支給されることとなる期間及び額</p> <p>(2) 新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に準特地公署に該当していたものとした場合に前2条及び第9条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員が条例の適用を受けることとなった日前に準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日の当該公署に異動したものである場合に前2条及び第9条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(条例附則第9項の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)</u></p> <p><u>第9条 条例附則第9項の適用を受ける職員であつて、基準日において当該職員以外の職員であつたも</u></p>	<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第11条の9第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が条例の適用を受けることとなった日に準特地公署に異動したものである場合に前2条の規定により支給されることとなる期間及び額</p> <p>(2) 新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に準特地公署に該当していたものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員が条例の適用を受けることとなった日前に準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日の当該公署に異動したものである場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 略</p>

のに対する第4条第1項の規定の適用については、
当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるの
は、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得
た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこ
れを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じた
ときはこれを100円に切り上げた額）及び基準日に
受けていた」とする。

2 条例附則第9項の適用を受ける職員のうち、第4
条第2項から第4項までに規定する職員であるもの
の準ずる手当の月額は、前項及び第4条第2項から
第4項までの規定にかかわらず、これらの規定に準
じて人事委員会の定めるところにより算出した額と
する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第15号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第1条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。))第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。))第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあつてはその額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に定める額とする。)とする。</p> <p>(1) 条例第16条の8第1項に規定する職員で教育職給料表(2)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が条例第4条第11項に規定する<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>(以下単に「<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>」という。))であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。))第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。))第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあつてはその額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に定める額とする。)とする。</p> <p>(1) 条例第16条の8第1項に規定する職員で教育職給料表(2)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が条例第4条第11項に規定する<u>再任用職員</u>であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2)～(4) 略</p>
<p>(条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第5条 <u>条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分</u></p>	

<p><u>の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の月額）</u></p> <p><u>第6条 定年前再任用短時間勤務職員に対する第4条の規定の適用については、同条中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額（当該職員が退職をした日（60歳に達した日後における最初の4月1日までに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員にあっては、当該他の職への降任等をされた日の前日）の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「7割水準額」という。）が当該額に達しない場合にあっては、7割水準額）」とする。</u></p> <p>（支給方法） 第7条 略</p> <p>（雑則） 第8条 略</p>	<p>（支給方法） 第5条 略</p> <p>（雑則） 第6条 略</p>
--	---

第2条 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1から4まで	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5から8まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9から12まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13から16まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17から20まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21から24まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25から28まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29から32まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
33から36まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900	

37から40まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000	
41から44まで	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000	
45から48まで	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000	
49から52まで	3,300	3,800	5,700	6,300	8,000	
53から56まで	3,400	4,100	5,800	6,400		
57から60まで	3,500	4,300	6,000	6,600		
61から64まで	3,600	4,500	6,100	6,800		
65から68まで	3,700	4,800	6,300	6,900		
69から72まで	3,800	4,900	6,400	7,000		
73から76まで	3,900	5,100	6,500	7,100		
77から80まで	4,000	5,300	6,700	7,200		
81から84まで	4,100	5,400	6,800	7,300		
85から88まで	4,100	5,500	6,900	7,400		
89から92まで	4,200	5,600	6,900	7,500		
93から96まで	4,300	5,800	7,000	7,500		
97から100まで	4,400	5,900	7,200	7,500		
101から104まで	4,400	6,100	7,200	7,500		
105から108まで	4,500	6,200	7,200	7,500		
109から112まで	4,500	6,300	7,300			
113から116まで	4,600	6,400				
117から120まで	4,700	6,500				
121から124まで	4,700	6,600				
125から128まで	4,800	6,700				
129から132まで		6,800				
133から149まで		6,900				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		3,400	4,800	5,100	5,300	5,600

別表第2（第4条関係）

教育職給料表（1）の適用を受ける者

職員の区 分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の	1から4まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5から8まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9から12まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100

職員	13から16まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17から20まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21から24まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25から28まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29から32まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33から36まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37から40まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41から44まで	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	45から48まで	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	49から52まで	3,300	4,500	5,700	6,900	8,000
	53から56まで	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57から60まで	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61から64まで	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65から68まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69から72まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73から76まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77から80まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
	81から84まで	4,100	5,800	6,800	7,500	
	85から88まで	4,100	5,900	6,900	7,500	
	89から92まで	4,200	6,100	6,900	7,500	
	93から96まで	4,300	6,200	7,000		
	97から100まで	4,400	6,300	7,200		
	101から104まで	4,400	6,400	7,200		
	105から108まで	4,500	6,500	7,200		
	109から112まで	4,500	6,600	7,300		
	113から116まで	4,600	6,700			
117から120まで	4,700	6,800				
121から124まで	4,700	6,900				
125から128まで	4,800	6,900				
129から132まで	4,900	6,900				
133から136まで	4,900	6,900				
137から140まで	4,900	6,900				
141から144まで	5,000					
145から153まで	5,100					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		3,600	4,800	5,100	5,300	5,600

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第4条及び第6条の規定を適用する。
- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第16号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(一般の派遣職員の給与) 第3条 略 <u>(職員の給与に関する条例附則第9項の適用を受ける一般の派遣職員の給与)</u> 第4条 一般の派遣職員が職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)附則第9項の規定の適用を受ける職員となった場合における当該職員となった日以後に支給する給料、扶養手当、住居手当及び期末手当の額は、当分の間、当該職員となった日を派遣日の前日とみなして、前条第3項から第5項までの規定を適用して得た額とする。 2 前条第3項及び前項の規定にかかわらず、一般の派遣職員の派遣の期間中において人事委員会が特に必要があると認めるときは、前条第3項に規定する割合を変更することができる。 3 前条第7項又は前2項の規定の適用を受けることとなった職員に対しては、書面により当該割合又は給与を支給しない旨を通知するものとする。ただし、書面の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。	(一般の派遣職員の給与) 第3条 略 (報告) 第4条 略 (雑則) 第5条 略
(報告) 第5条 略	(報告) 第4条 略
(雑則) 第6条 略	(雑則) 第5条 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第17号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定による採用（同法<u>第28条の2第1項</u>の規定により退職した日（<u>同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。</u>）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(8) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員等に関する経過措置)

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当の支給に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の

規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

- (1) 令和3年改正法附則第4条第1項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項、第6条第1項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項の規定による採用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。))第28条の2第1項の規定により退職した日(旧法第28条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第4条第1項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項、第6条第1項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは第7条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。
 - (2) 令和3年改正法附則第4条第2項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第3項、第6条第2項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第3項の規定による採用(令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新法」という。))第28条の6第1項の規定により退職した日(新法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第2項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第3項、第6条第2項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは第7条第3項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。
- 3 令和3年改正法附則第4条第2項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第3項、第6条第2項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員に対する単身赴任手当の支給に関する規則第5条第2項の規定の適用については、同項第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。))附則第4条第2項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第3項、第6条第2項(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。))とする。
- 4 この規則の施行の日前に、改正前の単身赴任手当の支給に関する規則第5条第2項第1号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則ここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第18号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年鳥取県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～オ 略</p> <p>(2) <u>給与条例第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u> 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 1種 8,400円 イ 2種 7,000円 ウ 3種、4種（教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職を除く。）及び5種（教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職を除く。） 5,600円 エ 4種（教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職に限る。）、特4種、5種（教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職に限る。）及び6種 4,200円 オ 特6種、7種及び8種 2,800円</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第16条の3第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、第1項第1号アからオまで又は第2号アからオまでに掲げる職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ第1項第1号アからオまで又は第2号</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第16条の3第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、第1項第1号アからオまでに掲げる職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同号アからオまでに定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</p>

<p>アからオまでに定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。 (給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)</p> <p>2 給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項又は同条第3項の規定の適用については、当分の間、第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同条第3項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</p>	<p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成4年1月1日から施行する。</p>
--	--

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、給与条例第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則第3条第1項及び第3項の規定を適用する。

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第19号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第1条の3 略</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)又は任期付短時間勤務職員(同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に対する条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第1号及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第1条の3 略</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>(条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)又は任期付短時間勤務職員(同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に対する条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第1号及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。</p> <p>3 略</p>
<p>(条例第3条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第1条の5 略</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員に対する条例第3条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第2号及び第3号に定める基準によらないことができるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(条例第3条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第1条の5 略</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員に対する条例第3条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第2号及び第3号に定める基準によらないことができるものとする。</p> <p>3 略</p>
<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p>	<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p>

(年次有給休暇の日数)

第12条 条例第14条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間数（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、同条第5項の規定に基づき定められた勤務時間数を含む。）を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（当該日数に1日未満の端数の時間があるときは、これを含む日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項の規定による継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 条例第14条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数。以下この条において「基本日数」という。）とする。

4・5 略

6 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第4項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、当該年において新たに職員となった日の前日までの間に

(年次有給休暇の日数)

第12条 条例第14条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間数（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、同条第5項の規定に基づき定められた勤務時間数を含む。）を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（当該日数に1日未満の端数の時間があるときは、これを含む日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項の規定による継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 条例第14条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数。以下この条において「基本日数」という。）とする。

4・5 略

6 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第4項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、当該年において新たに職員となった日の前日までの間に

使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（職員としての勤務が継続しているとみなされるものとして人事委員会が定める者（以下「継続勤務者」という。）にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

- (2) 当該年の前年において国家公務員等であった者で、引き続き当該年に新たに職員となったもの
20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

(3) 略

- (4) 前項第1号に規定する者（前号に掲げる者を除く。） 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数）を加えて得た日数から、当該年において職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（定年前再任用短時間勤務職員及び任

使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（職員としての勤務が継続しているとみなされるものとして人事委員会が定める者（以下「継続勤務者」という。）にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

- (2) 当該年の前年において国家公務員等であった者で、引き続き当該年に新たに職員となったもの
20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

(3) 略

- (4) 前項第1号に規定する者（前号に掲げる者を除く。） 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数）を加えて得た日数から、当該年において職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（再任用職員及び任期付短時間勤務職

<p>期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>7・8 略</p> <p>(年次有給休暇の単位及び計算)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>7・8 略</p> <p>(年次有給休暇の単位及び計算)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 略</p>
--	---

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第1条の3 略</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)又は任期付短時間勤務職員(同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に対する条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第1号及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第1条の3 略</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>(条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)又は任期付短時間勤務職員(同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に対する条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第1号及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。</p> <p>3 略</p>
<p>(条例第3条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第1条の5 略</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員に対する条例第3条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第2号及び第3号に定める基準によらないことができるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(条例第3条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第1条の5 略</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員に対する条例第3条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第2号及び第3号に定める基準によらないことができるものとする。</p> <p>3 略</p>
<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第9条 略</p>

2 市町村教育委員会は、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次有給休暇の日数)

第11条 条例第12条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間数（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、同条第5項の規定に基づき定められた勤務時間数を含む。）を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（当該日数に1日未満の端数の時間があるときは、これを含む日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項の規定により継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 条例第12条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数。以下この条において「基本日数」という。）とする。

4・5 略

6 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第4項各号に掲げる者（以下「国

2 市町村教育委員会は、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次有給休暇の日数)

第11条 条例第12条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間数（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、同条第5項の規定に基づき定められた勤務時間数を含む。）を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（当該日数に1日未満の端数の時間があるときは、これを含む日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項の規定により継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 条例第12条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数。以下この条において「基本日数」という。）とする。

4・5 略

6 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第4項各号に掲げる者（以下「国

家公務員等」という。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、当該年において新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数(職員としての勤務が継続しているとみなされるものとして人事委員会が定める者(以下「継続勤務者」という。))にあっては、これを含んだ日数))を減じて得た日数(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合(継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。))にあっては、基本日数)

- (2) 当該年の前年において国家公務員等であった者で、引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数(継続勤務者にあっては、これを含んだ日数))を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数(継続勤務者にあっては、これを含んだ日数))を減じて得た日数(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合(継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。))にあっては、基本日数)

(3) 略

- (4) 前項第1号に規定する者(前号に掲げる者を除く。) 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数)を加えて得た

家公務員等」という。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、当該年において新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数(職員としての勤務が継続しているとみなされるものとして人事委員会が定める者(以下「継続勤務者」という。))にあっては、これを含んだ日数))を減じて得た日数(再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合(継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。))にあっては、基本日数)

- (2) 当該年の前年において国家公務員等であった者で、引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数(継続勤務者にあっては、これを含んだ日数))を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数(継続勤務者にあっては、これを含んだ日数))を減じて得た日数(再任用職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合(継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。))にあっては、基本日数)

(3) 略

- (4) 前項第1号に規定する者(前号に掲げる者を除く。) 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数)を加えて得た

<p>日数から、当該年において職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>7・8 略</p> <p>(年次有給休暇の単位及び計算)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>日数から、当該年において職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（<u>再任用職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>7・8 略</p> <p>(年次有給休暇の単位及び計算)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鳥取県条例第26号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（暫定再任用職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下「暫定再任用職員」という。）は、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）第1条の3第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項及び次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第12条第2項並びに第6項第1号、第2号及び第4号の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。
(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 暫定再任用職員は、第2条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）第1条の3第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項及び次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第11条第2項並びに第6項第1号、第2号及び第4号の規定を適用する。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。